

意見書第5号

総ての高齢者に3.3万円の年金支給を求める意見書

現在、国民年金（基礎年金）満額の月額が66,008円（平成22年度）となっており、その半額の33,004円は公費（税金）でまかなわれている。

日本の年金制度は、保険主義の上、最低保障額も無く、政府資料によっても118万人の無年金者がいる。また、国民年金（基礎年金）の平均受給額は4.9万円（平成22年度）と低くなっている。大災害に見舞われた東北地方にかかわらず、高齢者の生活状況は、社会保障の改悪を基礎に悪化の一途をたどっている。

国連は、2000年度に日本政府に対して「最低保障額を設けること」という社会権委員会の勧告をおこなっている。それ以後、各政党や諸団体は最低保障年金創設の案を発表し、2009年の総選挙時にはすべての政党が公約に掲げている。

現民主党政権は、選挙マニフェストでも「社会保障と税の一体改革」の中でも最低保障額月7万円の最低保障年金制度を創設するとしている。しかし、この案は直ちに現在の無年金者を無くし、低年金者の年金の底上げをおこなうものとなっていない。

また、無年金者の出現する大きな理由となっている25年という年金受給資格期間を10年に短縮して、安心して老後を迎えるようにすべきである。

よって政府におかれては、下記事項を速やかに実施するよう求める。

記

1. すべての高齢者に基礎年金の半分（3.3万円）を支給すること。
2. 年金受給資格期間を10年とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

愛知県武豊町議会議長 加藤 美奈子

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣